

善隆寺納骨堂使用申込書

No. _____

宗教法人 善隆寺 御中

■ 私は『善隆寺納骨堂使用規程』を承認の上、善隆寺に納骨を申し込みます。

申込日
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日
西暦 _____ 年 _____ 月 _____ 日

添付書類: 埋葬(改葬)許可証

申込者

ふりがな 氏名	性別 男・女	生年月日 大 昭 平 _____ 年 _____ 月 _____ 日	年齢 _____ 歳
現住所ふりがな 〒 _____ 都 道 府 県 _____ 区 市 郡			
電話 _____	携帯電話 _____	LINE 	
FAX _____	_____	_____	

申込者以外の連絡先

ふりがな 氏名	性別 男・女	生年月日 大 昭 平 _____ 年 _____ 月 _____ 日	年齢 _____ 歳
現住所・ふりがな 〒 _____ 都 道 府 県 _____ 区 市 郡			申込者との続柄 _____
電話 _____	携帯電話 _____	LINE 	
FAX _____	_____	_____	

ご希望の納骨方法に○をしてください。

☐ 納骨壇(1霊目80万・2霊目40万)銘板含む	納骨場所	番
☐ 永代供養墓(33万3千)銘板含む	納骨壇の1段は、幅24cm・高40cm・奥行50cmです。	

納骨される故人、または生前予約される方

ふりがな 俗名	性別 男・女	申込者との関係
戒名 ・生前予約		没年齢 明 大 昭 平 _____ 歳 _____ 年 _____ 月 _____ 日
ふりがな 俗名	性別 男・女	申込者との関係
戒名 ・生前予約		没年齢 明 大 昭 平 _____ 歳 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事務処理覧

承諾書	☐	管理規定署名捺印	☐	使用申込書コピー	☐
領収書	☐	埋葬(改葬)許可証	☐		

善隆寺納骨堂使用規定

(目的)

第1条 本規定は、善隆寺納骨堂使用者が、善隆寺住職導師のもと、善隆寺納骨堂で葬儀式および年回法要を執行する際の手続きおよび管理を適正に行うために定めるものである。

(資格)

第2条 善隆寺納骨堂を葬儀式および年回法要に使用できる者は、善隆寺納骨堂使用者とその家族に限る。

(申し込み)

第3条 前条の者が、葬儀に本堂使用を希望する場合、所定の申込用紙に必要事項を記入の上、善隆寺住職に申し込むこと。善隆寺住職が了解の場合、住職はその旨を護持会会長に連絡すること。

2 前条の者が年回法要に本堂使用を希望する場合、直接、電話、メール、ホームページ等で、善隆寺住職に申し込むこと。

(使用範囲)

第4条 葬儀の際使用できる範囲は次の通りとする。

①納骨堂 祭壇等の設置

②駐車場

③外のトイレ

④その他 住職の認めた場所

2 年回法要の際使用できる範囲は次の通りとする。

①納骨堂

②駐車場

③外のトイレ

④その他 住職の認めた場所

(使用料)

第5条 使用者は志納金を護持会に納めること。

2 使用料は、次の通りとする

①枕経 1万円

②通夜式 2万円

②葬儀式 3万円

④年回法要 1万円 ただし納骨壇使用者は不要とする。

3 護持会は、納付された金額を基本会計に繰り入れること。

4 護持会は、葬儀・通夜式の場合は水道・電気・光熱費の相当分(20%)を、年回法要の場合は80%を善隆寺住職会計に回付すること。

(通夜)

第6条 通夜も善隆寺納骨堂を使用することはできるが、住み慣れた喪家で執行することが望ましい。

2 通夜を本堂で執行する場合、喪主および遺族・親族等は、寝具を自身で用意の上、本堂内でご遺体に付き添うことが望ましい。

(祭壇等の設置)

第7条 祭壇等葬儀式に関わる一切の設営は、すべて善隆寺住職の指示を仰ぐこと。

2 喪主は、葬儀後の掃除・後片付け等、責任を持って原状回復すること。

3 喪主は、善隆寺納骨堂本尊への供花を用意すること。

4 参列者により善隆寺の備品・設備等に損害が生じた場合、喪主がその責任を負うこと。

(葬祭業者)

第8条 喪主は、どこの葬祭業者を利用してもかまわない。

2 善隆寺は、特定の葬祭業者と特別の契約を結んではない。

3 葬祭業者は、善隆寺での葬儀に関して権利を持つことは一切許されない。

(改定)

第9条 本規定の改定は、善隆寺護持会三役会・役員会および総会の承認を経てこれを行う。

令和7年4月6日制定

年 月 日

善隆寺住職・護持会会長

善隆寺納骨堂葬儀使用願い

下記のように善隆寺納骨堂において葬儀を執り行いたいので、「善隆寺納骨堂使用規定」第3条の規定により、申請します。なお使用に際しては規定の内容を遵守します。

記

ふりがな

申請者(喪主)

印

故人との関係

ふりがな

故人のお名前

没年齢

歳

生年月日 年 月 日

没年月日 年 月 日

使用日時

通夜 月 日 午後 時 分～

葬儀 月 日 午前・午後 時 分～

善隆寺納骨堂使用管理規定

(目的)

第1条 この規程は、宗教法人石部山善隆寺(以下「経営者」という)が経営する納骨堂の使用および管理に関し必要な事項を定め、その使用および管理が適切に行われることを目的とする。

(納骨堂の目的及び名称、位置)

第2条 納骨堂は、焼骨の収蔵の用に供するものとし、その名称及び位置は、次のとおりとする。

1名称 善隆寺観音堂

2位置 湖南省石部中央二丁目三四〇〇番地(観音堂堂内)

(管理者)

第3条 納骨堂の管理者(以下「管理者」という。)は、善隆寺の代表役員(住職)とする。

(管理者の権限)

第4条 管理者は、本規程および善隆寺護持会規約8-3に定める三役会の決定に従って、納骨堂を宗教施設として管理しなければならない。

(納骨堂使用者の資格)

第5条 納骨堂使用者は、仏教徒に限るが、その宗派は問わない。ただし、その祭祀は浄土宗の典礼に則って行うものとする。

(収蔵期間および永代供養料)

第6条 永代供養料は、一霊につき80万円とする。但し五十回忌以後は永代供養墓に合祀する。ここには、五十回忌までの年回法要と春秋彼岸・盆での回向の布施、および管理料を含む。

2 同一壇に二霊以上収蔵する場合は、一霊につき使用料を40万円とする。

(永代供養墓)

第7条 五十回忌終了後は永代供養墓にての合祀となる。ただし希望があるときは焼骨を返還する。納骨堂を使用せず、直接永代供養墓に納骨する場合、その使用料は33万3千円とする。ここには春秋彼岸・盆での回向の布施、および管理料・銘板作成費を含む。

(第6条・第7条で定める料金一覧表)

収蔵場所	収蔵期間	永代供養料	備考
納骨壇	永代	80万円(同一壇2 霊目以降40万円)	一括納入。管理料・春秋彼岸・盆回向・五十回忌までの法要・銘板含む。五十回忌以後は永代供養墓に合祀するか、焼骨を返還するか選択。
永代供養墓	永代	33万円3千円	一括納入。管理料・春秋彼岸・盆の回向・銘板含む。焼骨の返還不可。

(納骨堂使用の申込と承諾)

第8条 納骨堂の使用を申し込む者は、第6条または第7条に定める使用料を一括納入のうえ、納骨堂使用申込書を提出し、納骨堂使用承諾書の交付により、経営者の承諾を得なければならない。

2 経営者が前項の申込を承諾し、納骨堂台帳に登録したときに、申込者は納骨堂使用者となる。

3 管理者が納骨堂の管理のため必要と認めたときは、管理者は使用者に対し、使用上の必要な措置または特別の条件を付することができる。

4 納骨堂使用者は、すでに支払った使用料の返還を請求することはできない。ただし、納骨堂使用者が、善隆寺境内墓地使用を希望する場合は、納骨堂使用料を檀家加入金・墓地使用料等に充当することができる。

(納骨堂使用者の義務)

第9条 納骨堂使用者は、次の各号に定めるところに従って、納骨堂を使用しなければならない。

一 納骨堂には、焼骨およびそれに付随する物以外を納めてはならない。

二 納骨堂使用者は、善隆寺の典礼をもって追善供養を行うものとする。

三 各号のほか、管理者が納骨堂の管理上必要な指示をしたときは、これを遵守しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者は、納骨堂使用権を第三者に譲渡または転貸してはならない。

(違反行為による使用契約の解除)

第11条 納骨堂使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、経営者は納骨堂使用者に対しその使用契約を解除することができる。

一 善隆寺の典礼、法要、儀式および慣行を無視し、または妨げたとき。

二 境内建物もしくは境内地または墓地内で、他寺および他宗教の典礼、法要、儀式その他宗教行為を行ったとき。

三 第9条および第10条に違反したとき。

(運営管理)

第12条 納骨堂の清掃、環境整備等の日常管理とそれに付随する事務管理に要する費用は、納骨当初に納める使用料をもってこれに充てる。

2 使用者がその責に帰すべき事由により納骨堂内の付帯設備等を損傷したときは、自己の責任で復元するものとする。

3 第11条により使用契約が解除されたときは、速やかに納骨壇を明け渡さなければならない。

4 納骨堂使用契約を解除された後一年以内に、納骨堂使用者が前項の手続きを完了しないときは、永代供養墓に合葬することができる。

5 納骨壇は、家族単位で納めるものとする。

(埋葬・改葬の手続き)

第13条 納骨堂に収蔵又は改葬する場合は、各区市町村の発行する埋(改)葬許可証を添えて、経営者に届け出るものとする。

(葬儀)

第14条 納骨堂使用者は、「善隆寺納骨堂使用規定」にしたがって、納骨堂で通夜・葬儀を執行することができる。

(不可抗力による事故の責任)

第15条 納骨堂内で起こる自然災害等の不可抗力による事故、又は第三者によって生じた事故並びに盗難等については、経営者はその責を負わない。

(その他)

第16条 この規定は、善隆寺護持会役員会で協議し、総会の承認を得て変更することができる。

付則

本規程は、平成20年3月23日から施行する。

平成21年3月22日改訂

令和7年4月6日改訂

以上につき、使用者、経営者双方合意の上、納骨堂使用契約を締結したので、これを証するため本書2通を作成し、署名捺印の上、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

使用者 氏 名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 (_____) _____

経営者 宗教法人 善隆寺 代表役員 伊藤 真昭 印

所 在 地 〒520-3106 湖南省石部中央2-5-46

電話番号 0748-77-2347